文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部改正等に伴い、軽自動車税環境性能割の税率を 1%分 軽減する特例措置の適用期限を延長する。

2 改正内容

令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割について、次のとおり税率 1%分を軽減する特例措置の適用期限を 9 月間延長し、令和 3 年 12 月 31 日までとする。(付則第 5 条の 3)

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1 %	非課税
2 %	1 %

3 施行期日

令和3年4月1日